

障がい者活躍推進計画

機関名	青森県むつ市																		
任命権者	むつ市長、むつ市教育委員会、むつ市議会議員、むつ市選挙管理委員会、むつ市農業委員会、むつ市代表監査委員、むつ市公営企業管理者																		
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） ※計画期間内においても、取組み状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。																		
むつ市における障害者雇用に関する課題	<p>【むつ市長、むつ市教育委員会】 法定雇用率の未達成が継続しており、職員採用試験においても障がい者枠を設けて応募したり、会計年度任用職員においても応募しているところですが、法定雇用率には達しておらず、積極的な採用を進め、法定雇用率を達成する必要があります。今後は法定雇用率の達成をめざすとともに、採用した障がい者である職員の活躍のために体制整備や各種取組みが必要です。</p> <p>【むつ市議会議員、むつ市選挙管理委員会、むつ市農業委員会、むつ市代表監査委員】 職員数が少ない任命権者の機関であり、又、むつ市長が採用した職員の出向者で構成されていることから、むつ市長の部局と合算して障がい者雇用率を算定しています。</p> <p>【むつ市公営企業管理者】 職員が少ない任命権者の機関であり、障がい者雇用率の算定及び報告は実施しておりません。</p>																		
目標																			
①採用に関する目標	<p>【むつ市長、むつ市教育委員会】 令和元年6月1日現在の任命権者ごとの障がい者雇用率は、下表のとおりとなっています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">任命権者</th> <th style="width: 10%;">法定雇用率</th> <th style="width: 20%;">法定雇用障がい者の算定基礎となる職員数</th> <th style="width: 10%;">障がい者の数</th> <th style="width: 10%;">実雇用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>むつ市長等</td> <td>2.5%</td> <td>562.5人</td> <td>7人</td> <td>1.24%</td> </tr> <tr> <td>むつ市教育委員会</td> <td>2.5%</td> <td>149人</td> <td>3人</td> <td>2.01%</td> </tr> </tbody> </table> <p>むつ市においては平成29年より法定雇用率が未達成であることから、積極的な障がい者雇用の推進は喫緊の課題となっております。このことから、各年6月1日時点での法定雇用率の達成を目標とし計画的な障がい者の雇用に努めます。また、毎年の障がい者である職員の任免に関する状況の通報により把握し、評価します。</p> <p>【むつ市議会議員、むつ市選挙管理委員会、むつ市農業委員会、むつ市代表監査委員、むつ市公営企業管理者】 障がい者の任免状況を通報する組織に該当しませんが、職員に対して障がい者雇用に関する理解の促進を図ります。</p>				任命権者	法定雇用率	法定雇用障がい者の算定基礎となる職員数	障がい者の数	実雇用率	むつ市長等	2.5%	562.5人	7人	1.24%	むつ市教育委員会	2.5%	149人	3人	2.01%
任命権者	法定雇用率	法定雇用障がい者の算定基礎となる職員数	障がい者の数	実雇用率															
むつ市長等	2.5%	562.5人	7人	1.24%															
むつ市教育委員会	2.5%	149人	3人	2.01%															

② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とします。 毎年の障がい者である職員の任免に関する状況の時期に、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握し、評価します。
取組内容	
① 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者を総務部総務課長とします。 ○総務部総務課を障害者である職員の相談窓口として設定し、適宜庁舎内掲示や庁内LAN（グループウェア）等により周知します。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。
② 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。
③ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いをしません。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
④ その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場を推進します。